

帰還困難区域（富岡町）で衣類の製造販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、平成27年3月分から平成29年2月分までの逸失利益（原発事故の影響割合10割）から、経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額が賠償されたほか、居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（申立会社の代表者家族）について、平成29年3月分までの精神的損害及び避難費用等並びに住居確保損害が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）、申立人X2（以下「申立人2」という。）、申立人X3（以下「申立人3」という。）及び申立人有限会社Y（以下「申立人4」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成29年4月6日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金864万8272円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるよう引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年5月30日

（仲介委員 中條高昭）

(別紙)

申立人1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	1,195,712 円	施設管理費用等:739,536 円 駐車場代:456,176 円
一時立入費用	平成 26 年 11 月 26 日～平成 28 年 12 月 13 日	252,560 円	交通費:252,560 円
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	2,400,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		3,848,272 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	3,848,272 円

(別紙)

申立人2について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	2,400,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000 円

(別紙)

申立人3について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	2,400,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,400,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	2,400,000 円

帰還困難区域（富岡町）で衣類の製造販売業を営んでいた申立会社の営業損害について、平成27年3月分から平成29年2月分までの逸失利益（原発事故の影響割合10割）から、経済的耐用年数に基づき計算された減価償却費相当分を控除した額が賠償されたほか、居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（申立会社の代表者家族）について、平成29年3月分までの精神的損害及び避難費用等並びに住居確保損害が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び有限会社Y（以下総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金4717万1647円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金864万8272円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目（後掲記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙物件目録記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月12日

（別紙物件目録省略）

項目	小項目	期間	和解金額
①避難費用	施設管理費用等	平成27年4月1日～平成29年3月31日	845,184
	駐車場代	平成27年4月1日～同年10月31日	120,512
	駐車場代	平成27年11月1日～平成29年3月31日	407,592
	家財保険	平成27年5月12日	19,000
②一時立入費用	交通費	平成27年2月25日～平成28年12月13日	275,616
	宿泊費		512,000
③精神的損害	X1	平成27年4月1日～平成29年3月31日	2,400,000
	X2		2,400,000
	X3		2,400,000
④営業損害	逸失利益(有限会社 Y)	平成27年3月1日～平成29年2月28日	10,455,392
	追加的費用(パーソナルサーベイメータ CK-3)		30,199
⑤財物損害 (住宅確保損害)	土地(別紙物件目録1)		25,932,221
	建物(別紙物件目録2)		
	諸費用		
損害額小計			45,797,716
弁護士費用		3%	1,373,931
損害額合計			47,171,647
既払金			8,648,272
総合計			38,523,375